

白石支部規程

(名 称)

第1条 本会は札幌地方隊友会白石支部と称する。

(事務所)

第2条 本支部の事務所は事務局長の宅に置くものとする。

(目 的)

第3条 支部は、社団法人隊友会の札幌地方隊友会の目的を達成する事業を推進すると共に、支部の会員相互の親睦を図り、円滑な運営を行う。

(役 員)

第4条 本支部に次の役員を置く。

- 1) 支部長 1名
 - 2) 副支部長 若干名
 - 3) 事務局長 1名
 - 4) 理 事 10名以上20名以内
 - 5) 総務委員 若干名
 - 6) 監 事 2名
- 2 支部長・理事・監事は会員の中から総会において選出する。但し相互に兼ねることは出来ない。
- 3 副支部長は支部長が指名する。
- 4 事務局長は理事会の合意で支部長が指名する。
- 5 総務委員は理事会の合意で支部長が指名する。
- 6 支部長は理事及び監事に欠員が生じた場合は、必要に応じその代行者を指名するものとする。

(職 務)

第5条 支部長は支部を代表し、支部の業務を執行する。

- 2 副支部長は支部長を補佐し、かつ支部長に事故ある時はその業務を代行する。
- 3 事務局長は支部長の命を受け、支部の事務を処理する。
- 4 理事は、支部の業務の遂行を図る。
- 5 総務委員は事務局長の命を受け、支部の事務処理を補佐する。
- 6 監事は、支部の経理会計及び執行状況を監査する。

(任 期)

第6条 役員の任期は、2年とする。但し再選を妨げないが支部長は原則として2任期を限度とする。

- 2 理事は継続して5任期を超えないものとする。

(顧問・参与)

第7条 支部長が必要と認めた時は、理事会の承認を得て顧問・参与を置くことが出来る。

- 2 顧問・参与は支部の運営に関し、助言等を行うものとする。

(代議員等)

第8条 評議員は支部長とする。

- 2 代議員は原則として理事の中から理事会で選出するものとする。但し欠員等の場合は支部長が指名する。
- 3 支部は三役会議で札幌地方隊友会等の理事等を必要に応じ推挙するものとする。

(運 営)

第9条 支部は事務を処理するため事務局を置く。

- 2 支部長は部会を設置し、事務を理事等に分担させ支部業務の円滑な遂行を図る事が出来る。
- 3 部会等の処理要領については、支部長の指示するところによる。

(部会の構成)

第10条 部会は理事及び会員の数名で構成する。

- 2 部会の長は理事等の中から選出する。

(部隊等との連携)

第11条 支部長は連携部隊等の担当理事(又は委嘱理事)を置き、部隊担当理事及び当該連携部隊と緊密な調整業務を行う。

(会議等)

第12条 定期総会は毎年1回、臨時総会は理事会が支部運営上の会員の総意が必要な場合に支部長が召集する。

- 2 理事会は、支部長が必要な時期に毎年2回以上、また理事の過半数の要求があった時に召集する。この際、必要に応じて顧問・参与を招集する事が出来る。
- 3 総会の議長は支部長または支部長の指名するものとする。
- 4 理事会の議長は支部長があたる。
- 5 会議の議決は出席会員の過半数によるが、賛否が困難な場合は議長の決するところによるものとする。
- 6 会議の議事録は事務局が作成・保管する。
- 7 その他支部長は部会の構成員を理事会等に参加させることが出来る。また、部会の委員は理事に代わって出席する事が出来るものとする。

(経 理)

第13条 支部の運営経費は札幌地方隊友会が示す会費等及び寄付・事業・その他の収入をもって当てる。

- 2 支部資産の責任者は事務局長とする。
- 3 経理の執行は年度の実施計画に基づき事務局が行う。
- 4 会計年度は、前年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(予算及び決算)

第14条 支部の予算並びに決算は、会計年度毎に監事の監査並びに理事会の議決を経て、総会で会員の承認を得なければならない。

(表彰状等)

第15条 支部は会員等が隊友会に貢献した者に、表彰・感謝状を呈する事が出来る。

(弔 意)

第16条 会員が死亡した時は、支部は弔慰金等を贈る事が出来る。

(雑 則)

第17条 この他、施行に必要な事項は理事会の決議を経るものとする。但し急を要する時は支部長が決定し、理事会に報告するものとする。

(付 則)

- 1 この規程は従前の規則を廃棄し、平成10年3月31日から新たに施行する。
- 2 平成18年4月22日一部改正(顧問・参与・会計年度について)
- 3 平成30年3月4日一部改正(役員に総務委員を追加)